

理事者の説明願います。

一助役(川澄金造) 議案第三十二号の昭和三十五年年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算について御説明致します。
本案は第二回目の追加更正予算でありましてこれで本年最終のものです。ここに提案した訳であります。

総額において四百八十六万九千円の増加でございます。

歳入におきまして主なものには手数料の自然増により手数料、及び使用料の五十六万余円で、これが滞納繰越分、又は検査料手数料と言うようなものが含まれておる訳です。

その次の委託工事収入におきまして八十八万七千円の増となっております。これは給水器具の取り付けでございます。

それから一般会計から百四十万円の繰入金、これは加入金の繰入が増加になって居ります。

前年度の繰越が百七十一万七千円というようなもので総額として

東京都西多摩郡福生町役場

議事録

まして五百十一万二千円という繰越総額になる訳です。

雑収入と致しまして三十五万五千円としめまして四百八十六万九千円の歳入の追加であります。

歳出に於ては職員給に於て百三十八万七千三百円という増加になって居りますが、これは人員の増加と給与ベースにより、ここに差額を六十二万円諸手当とを合わせて百三十八万七千三百円と相なっております。尚需用費については自転車、カナタ、イフ等が四十万ばかりふくまれて居ります。

それから管理費におきまして三百九十二万四千円という増加になって居りますが、これは主として第二浄水場が出来ましたので、これの一月分の電気料又は今までの不足分等合わせて四十八万四千円という不足をしております。たのでここに計上した訳であります。工事請負費におきまして三十六万五千円と、これは第二

浄水場の整備につきまして十九万円程電柱の移転であるとか



その他の雑工事がありまして三十六万円程増加願つておる款であります。そうしましては、^増増加と云うことであります。工事拡張工事については三十六万九千円

の増加であります。尚新宮改築費は組替へまして追加更正は零になつて居りますが、工事請負費として三百二十万円というのを委託費、原材料費の方へ組替へしましたのであります。公債費の十九万五千円をのせましてその利子とあわせまして四百八十六万九千九百円の追加更正予算となりまして総額五十九万六千四百円というものが累計であります。

以上簡単ではありますが御説明を終らせて戴きます。

一議長(高橋考市)

本案に対して御賛同、ありませんか。

(異議なし声あり)

一議長(高橋考市)

本案は厚生委員会付託いたしたと思ひますが

東京部西多摩郡福生町役場

庶務課長 藤田 幸次郎



異議ありませんか。

(異議なし声多数あり)

一議長(高橋考市)

異議なしと認め厚生委員会付託致します。

一議長(高橋考市)

日程オ二〇 昭和三十五年年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加予算オ一回議案三十三号を議題と致します。理事者の説明を願ひます。

一助役(篠崎俊夫)

御説明申上げます。

本年度の国保特別会計につきましては十二月十五日にオ一回の追加予算の御審議をお願い致しまして療養給付費の予算は当初予算におきましては約八百四十万円でありましたのを十二月十五日のオ一回追加予算におきまして百十四万円を追加を致したのであります。その後におきましては療養給付費の膨脹は誠にいちじるしいものがあるのでございまして今回更に四十万円程度の追加をお願いする見通しが濃厚となりましたので療養給付



の補正を中心に本追加予算案を編成し御提出申し上げた次第であります。

まず歳入におきましては療養給付費の国庫負担金六十九万九千余円を計上致しますと共に歳出におきましては昨年十月にさかのぼって実施いたしました職員人権費の増需要費の若干の不足並に療養給付費の不足未払額が四万四千余円を計上したわけでございまして、これで国保特別会計の最終の予算規模は一千三百四十二万三千五百円と相なる訳であります。慎重御審議をお願い申し上げます。

一議長(高橋秀市) 本件につきまして御質問ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 本案は厚生委員会に付託致したつと思っておりますが御異議ありませんか。

異議なしの声多数あり

一議長(高橋秀市) 異議なしと認めさよう決定致します。

一議長(高橋秀市) 日程が三十一号昭和三十五年度福生町公益質屋特別会計歳出更正予算案一回議案が三十四号を議題と致します。

一議長(高橋秀市) 理事者の説明をお願いします。

一助役(篠崎俊夫) 御説明申し上げます。

これら今回昨年十月にさかのぼり職員のベースアップにより人権費の不足財源五万五千円に充当いたすため、不要となりました町債の元利償還金四万八千円、それから予備費を七千円を更正致しまして人権費の不足に充当すべく本案を御提案いたしました次第であります。血数御審議をお願い致します。

一議長(高橋秀市) 御質問ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 本件につきましては厚生委員会に付託したつと思ひ

ますが御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市)

御異議なしと認めさよう決定致します

一議長(高橋秀市)

日程三十二昭和三十五年度福生町町道と場特別

会計歳入歳出追加更正予算案一回議案第三十五号を議題と致します
理事者の説明を願います

一助役(篠崎俊夫)

御説明申し上げます

本案はと場特別会計当初予算成立後その後の状況変化に即応いたしましたところある程度の予算の補正を必要と認め御提出申し上げたのでございます

歳入におきましてはと場使用料の自然増十八万円前年度の繰越金七万二千円計二十五万二千円を計上致してあります
歳出におきましては各項目ともその後の実状にあわせましてたらざる経費は追加し不要となつた経費は更正するとそれ

へ――適切なる措置を取つた次第であります

その結果と場財政の最終予算規模は今回の二十五万二千円の追加を合わせまして七百七十九万九百円と相なる次第でございます
宜敷御審議の程をお願い申し上げます

一議長(高橋秀市)

本案に対しまして御質問ございませんか

一十八番(渡井明)

員追加金の欄に家畜振興会交付金として三万円追加予算に組んであるが前回にも同じ家畜振興会に交付したか伺います

一産業課長(上野重勝)

オ十八番議員さんの質問にお答え致します

家畜振興会交付金でありますが現在まで十二万円の補助金が交付されて居りますがその後五万円程追加してほしいと言う要望がありましたのですが現在の状態から致しまして今回に限り三万円を追加して、おきたいと言う考えから計上いたしました訳であります

二十八番(渡井明)

課長の答弁では今回に限りと言う様なことであるので一応了承いたしますが、員担金及び交付金については更正予算まで組んで交付金を支給すると言うことはちつと考えられないので一応今回に限るのなう了承致します。

一議長(高橋秀市)

本案はと場特別委員会に付託いたしましたと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市)

御異議なしと認め本案はと場特別委員会に付託することに決定致します。

一議長(高橋秀市)

日程が三十四町道の廃止認定について議案が三十七号を議題と致します。

一助役(川窪金吉)

①について本件廃道は五日市街道より中学校入口までの途中にあつて数年前大米幅の道路を新設した際生じたる廃道であります隣地地主の田村半十郎氏の廃止についての

了解は得て居ります。

②について廃道しようとする福生町字志茂四九九の一先の工坪三十一の町道は又今工事中の永田川改修工事により発生したものであります。これは水村ミツ方の山林まではヒエム管で土中に埋設し井上幸造方の田を買収してここに水路及道路を併設することにより不用となつた町道を廃止するものであります。

③について次の廃止しようとする町道は以前中福生を横断していた道路を改修した時生じた道路でありまして不用になつたので廃止するものであります。

④について本件町道は今度新設された永田橋と新橋宿橋を結ぶ都道のため不用に歸した道路で両橋のほぼ中間にあります。

⑤について議案が三十八号に関連することになります。が拜島駅下補助道三号を撤出した際不用となつた町道であります。

一議長(高橋秀市) 本案につきましては先に建設委員会の御審議をいたいたして居りますので委員長の方から御報告していただきます。

一次査(山下幸三) 議案第三十七号につきましては三月七日の午後一時からの建設委員会におきまして充分に慎重なる審議を致しました結果新道新設により生じた廢道に關しての隣接関係者の了承は得てありますので本件につきましては提出議案通り決定した訳でございます。宣敷く御審議の上御決定をいただきます。

一議長(高橋秀市) 御質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 本件については原案通り決するに御異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め議案第三十七号は原案通り可決いたし

東京都西多摩郡福生町役場
建設委員会 議事録

ました

一議長(高橋秀市) 日程第三十五 町道の路線認定について議案第三十八号

を議題と致します。

一議長(高橋秀市) 理事者の説明を願います。

一助役(川澤金吉) 議案第三十八号町道路線認定についてを御説明致します。

この箇所は熊川の字武蔵野でありまして矢程廢道の時に申し上げました通り樺島停車場から山添いをくるあの道路改修した時に別表にあります。青い所が廢道になつた所でありましてこの地畠からしましてあそここの山を因面で見ますと屈局して居りますが山を上に登りまして平な所に出るのですがそこに町道がございますのですがそこに通づる道路であります。

たま／＼奥村正臣氏又は森田俠助氏より是非これを寄附するから町道にしてほしいと寄附願が出て居ります。柵な関係でこの問題につきましては以前の委員会におきまして、こうした寄

附願が出て居りますが上の道を通さんと言う理由のえとにその時は却下したのですが今回森田侯助氏が承認されまして寄附願いが出てまいりましたので、その時の委員会として上に通じた場合には認可してあげようではないかという二ともありまして

ここに両者から寄附願いが来てまいりましたので幅は四米でありますかそういった事をありましたので町道として認定していただくたいと存じここに御提案申し上げた次第であります
宣敷く御審議のほどをお願い申し上げます

一議長(高橋秀市)

本件に対し御質疑ありませんか

一十七番(大久保郎)

この三十七号議案三十八号議案にしてえ別に異論はないのですがぜひとも、こうした問題は早急にやつていただくの同時に、この廃道処分のみならずこの過程に於ては町なんかで約束致しまして、これはあなたの方にこうやるということがあると思うので、これは出来るのならば同時に松下等も提案

してえらうようお願いしたいとかように提案致します

一三十一番(田村祐二)

又今御提案致しましたこの件担当は土木課長です

かね三年程前に従来からいさがかかり上 廃道の松下げというような問題がありましてそれが現実の問題と事務処理がくいちがつて居ります、これを早急に解決するという様な方針をうちたてました、事務処理をいそいでえらつておるわけでありますが特に富見通りは非常に年数がたつて居ります、過去のいささつえそろ／＼証人がおうんとわからないのがあるのですが、それ／＼の事務処理の進み方を参考までに御説明いたさせていただきます

一助役(鎌倉金造)

当時この土地係としまして森田武君がやつておつた誤で

すが非常に明治時代のものがありますし大正時代のものもありますのでいささつかりしまして非常にこれをギヤツクするのに、その当時の図面等えみつけなければならぬし又ないとするのなら

實際に測量してやらなければならぬというようなこともありますし又相続権の問題等々あります。

農地委員会の方の農地の問題もありまして一つの古いのを解決するに当りましたは、相当は時を要するということのような所から整理その面の仕事をやつておるのでありますが、どうも前後する気配がありますかとにかく最近におきまして出来た町道又は廃道であると優先的にやつて居ります。逐次そうしたものが一応たづましましたら古いのに取りかかると、古いのからするのが順序かもしれませんが、そうした事によつて新しいものえ先にのばしてしまつてそこで又いささつがへんになつてしまつてと、言う様なことかうしまして、そんな順序をえちまして三人で整理に努めていふと、言う現状であり着々これに對しまして進行しておるわけです。宜敷く御了承願ひます。

一三八番(岡村祐二)

これは重要な問題がありますので特に御質問し

東京府西多摩郡稲生町役場



た誤であります。又、皆様が良く関心をもちつていただきたので、すが不動産業者が公簿面によります所の各現地の調査を進めておりました、その中で町道の敷地と、言うものについてはさほど重要をおかず個人の所有地と別に簡単に取り扱つて居る様なむきがあるのですが、これらは廃道の問題の事務処理と非常に関連がありますし特に昨今の棉に地権の問題が上がつて、いる現段階に於てたま／＼このましくない事態が事務処理が停頓している為、に将来発展すると言ふような疑念えなきにせしめあらずで現実でえあると思ふので、この点については只今よく答弁でわかりましたかなるべく早急に一つ現況と公簿地積の面をはつきりしてえういたつとこの棉に希望してゐる誤であります、特に不動産業者のその様な面が我々の関心事でありますのでつけくわえておきます。

一三八番(大森郎) 只今の助役の説明は良くわかりますが、昨年と思



います。が、廃道処分がおこなわれた事がありますが、その際、拂下げが議決されても委員会等には知られておうんと言ふことになり、ますと問題はやはり事務処理がおくれている関係で、こつうの問題は急いで処分するものは処分して、そして処理すると言ふ方法をとつていふべきかと、特にお願いしておきます。

一、議長(高橋君) 本件につきましても、建設委員会の御審議をいただち、て居りますので、前後致しますが、委員長の御報告をお願ひ致します。

一、六番(山下幸三) 議案第三十八号については、先程助役の方から説明があり、ました通り、本件につきましても、七日の午後二時から委員各位の御出席をいただき、まして慎重審議いたしまして、結果左記、本林田、俵助氏より、寄附願ひが、出ましたので、過去の委員会におきまして却下されたのでありますが、これは、はつきり寄附願ひが、出まして、図案の通り、上まで、續きましたので、

東京府西多摩郡稲生町役場
議事録
昭和十一年四月

そうした結果、今日は左記、所道としての御認定を願ひたいと言ふので、理事者側、御提案の通り決定致したのであります。尚、この件につきましても、図面の一番下の所の空色の線の所は、奥村正臣氏より、払下げろと言ふことが出ておりまして、この点につきましても、坪数は少しですが、この二点を合せて決定をした、林でありますので、御了承を賜りたいと思ひます。宜敷くお願い申し上げます。

一、三番(田村祐二) 参考までに、図面の青線の所を払下、げますと、交換分合という、ような新路線を設定する為、に交換を致すという、ような地積では、なさそうですが、その、ような場合の、払下、げ、御願等については、どんな考へを、持つて御審議されて、いるか、伺ひたい。

一、助役(川澤金三) これは、図上の、右手の方に、ある、奥村氏の所が、かゝつて居ります。そうした所と、え、関連がありますので、これが

決定され次、松下げ処分をしたいと考えて居ります。

この補助道三号をひいた時、この奥村さんの所にかつてい
るという問題が生じておるわけです。

三十一番(田村祐二) 金額にかゝる問題ですから更に細いことを質
問いたしますが例えは補助道三号線作りしました時に新設
道路の買上費と若干年数が立ちましてから隣接の廃道敷
地、そういう物は松下げると町で取り扱つてゐる金額が
別の場合にはどんな方法でとられて居りますか。

一助役(川達金吉) 只今までの方法と致しましては新設された時の買上価額
を以つて松下げを致してゐる状態です。

一議長(高橋秀市) 本件は原案通り決するに御異議ありませんか
(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認めさよう決定致しました。

一議長(高橋秀市) 議員会館建設資金出資についてを日程に追加し議題

東京都西多摩郡福生町役場

と致したと思ひますが御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め本件を議題と供します。

一議長(高橋秀市) 本案を朗讀いたさせます。

一事務局長(町田啓三) 追加議案とありますが都の議長会のおのゝ追加議
案でありますので、御教へ御了承願います。

一事務局長(町田啓三) 朗讀する。

一議長(高橋秀市) 只今事務局長が朗讀した関係であります。本件は

前月の十六日に全国町村議会議長会が東京は大講堂に於て開
催されました。その結果全国会と致しましては決議をされた次、
す。又東京都議長会に於ては去る二月六日に五川におきまし
てこの件について審議をいたした訳ですが、一応各町村の関係
については決議をしていただきたいということがかようなわけで
決定致した訳で、その金額につきましては一口五百円以上とあり